

加工食品の原料原産地表示制度に関する意見書

公益社団法人全国消費生活相談員協会

食の研究会副代表 永田裕子

私共が所属している全国消費生活相談員協会は、全国の消費生活センターで消費者からの問い合わせや苦情を受けている消費生活相談員を主な構成員としております。消費生活センターが受ける相談にはさまざまな内容の相談がありますが、食品の苦情として寄せられる相談の中には表示についての苦情や問い合わせもあります。特に苦情相談では、現行の食品表示がわかりにくく紛らわしいために、誤解を生じ、苦情が発生したものも多いと考えます。

食品表示法は、表示の目的を「食品を摂取する際の安全性の確保および自主的かつ合理的な食品の選択の機会を確保すること」と謳っています。食品を合理的に選択するための情報が提供されることは消費者の権利です。消費者が適正に商品選択をするには、適正で分かりやすい表示が必要と考えます。現在の加工食品の原料原産地表示では、消費者が商品を選択する際に必要な情報が不十分と考えますので、ぜひ情報の提供をお願いしたいと思い、下記の点を要望いたします。

- 1・原料原産地表示の義務対象品目の選定条件の1つである「原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品として品質に大きく反映されていると一般的に認識されている品目」ですが、この条件をはずしていただきたいと思います。表示が不可能な品目は、「原料原産地表示が必要と認識されない品目」として「適用除外」にしてください。
2. 「製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の割合が50%以上である商品」を止め、原産地表示は原材料の重量が上位1位、2位にするとしてください。3位、4位以下は推奨としても良いと考えます。5%未満のものは表示の必要はありません。

一括表示の原料原産地名は、最低「国産品」か「輸入品」が区分されていれば良いと思います。「輸入品」と記した場合は、ホームページか電話での問い合わせ等で原産地を確認できる体制を望みます。

3. 国および生産者、メーカー、その他食品生産に係る事業者は、原材料の生産・輸入そして製造現場での原材料確保から、製品をつくって消費者に届けるまでの情報伝達システムを構築し、加工食品の原料原産地表示を実現していただきたいと考えます

以上、皆様のご検討をお願いいたします。